

## 令和8年度 ベビーシッター利用支援事業の交通費補助について

この補助金は、ベビーシッター利用支援事業（待機児童対策）の利用者が対象です。  
ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）については対象外のため、ご注意ください。

北区では、ベビーシッター利用支援事業を利用する保護者の方を対象に、ベビーシッターが居宅まで通うための交通費について補助を行います。

### 記

#### 1 補助金額

児童一人当たり月額 20,000 円（上限）

※20,000 円を超える場合は自己負担になります。

※20,000 円未満の場合は、実際に支払った額が補助額になります。

#### 2 スケジュール

補助金の交付は年3回（4ヶ月ごと）に行います。令和8年度につきましては以下のとおりです。

支払回	対象月	申請受付期間	交付時期
第1回	4月～7月	8月21日（金）まで	9月下旬
第2回	8月～11月	12月18日（金）まで	1月下旬
第3回	12月～3月	4月16日（金）まで	5月下旬

#### 3 提出書類

① 交付申請書

② 交付請求書兼口座振替依頼書

※日付と金額は記入しないでください。

③ 交通費を支払ったことを証明する書類（ベビーシッター事業者が発行した領収書及び、利用日ごとの支払金額内訳が確認できる書類）

④ 委任状（請求者と口座名義が異なる振込先を指定する場合のみ）

※日付は記入しないでください。

※委任者＝申請者（請求者）です。

※対象月ごとに必要書類を取り揃え、受付期間中に北区保育課に郵送するか、窓口（第一庁舎2階2番）にお持ちください。ホームページのリンクから電子申請も可能になりました。

※提出書類につきましては、北区ホームページからダウンロードできます。

#### 【問い合わせ先】

〒114-8508 北区王子本町 1-15-22

北区子ども未来部保育課私立保育園係

（第1庁舎2階2番）

TEL：03-3908-1333